

一般財団法人福井県建築住宅センター 住宅性能証明書発行業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人福井県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、関係法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「一般財団法人福井県建築住宅センター 住宅性能証明書発行業務要領」（以下「要領」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、依頼する住宅の情報を住宅性能証明申請書（以下「申請書」という。）に明記しなければならない。
- 2 甲は、要領に従い、申請書ならびに証明に必要な図書を乙に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が提出された書類のみでは住宅性能証明書の発行業務（以下「業務」という。）を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、その他必要な情報の追加書類を乙が定めた期日までに遅滞なくかつ正確に提供しなければならない。
 - 4 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な確認を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 5 甲は、要領に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納入しなければならない。
 - 6 甲は、乙の業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、関係法令等によるほか要領に従い、公正・中立の立場で厳正かつ適正に業務を行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第3条 乙の業務要領第10条の規定による図面審査の期日は、引受承諾書交付後21日以内とする。
- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
 - 3 前項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（料金の納入期日）

- 第4条 甲は、第1条第5項に定める料金（以下「料金」という。）を、引受承諾書交付日までに納入しなければならない。
- 2 甲が、料金を前項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、証明書を交付しない。この場合において、乙が当該証明書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 乙があらかじめ支障がないと認めた場合は、第1項の規定に関わらず、甲の納入期日は、当該申請に係る引受承諾書の交付日の翌月の甲が指定する期日とする。この場合において、前項の規定は適用しない。

（料金の納入方法）

- 第5条 依頼者は、料金を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により、乙に納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には、別の納入方法によることができる。
- (1) 前条第1項の場合 現金を直接納入するものとする。ただし、甲の都合により、銀行振込によって乙が指定する銀行口座に納入することができる。
 - (2) 前条第3項の場合 乙が交付する請求書により、乙が指定する方法によって納入する。
- 2 前項の納入に要する費用は甲の負担とする。

（証明書交付前の変更依頼）

- 第6条 甲は、証明書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに乙に通知するとともに、変更部分の申請係図書を乙に提出しなければならない。
- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の申請を取り下げ、別

件として改めて乙に申請書を提出しなければならない。

3 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、またその見込みがない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に納入されているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(依頼の取り下げ)の場合において、乙は、料金が既に納入されているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ納入されていないときはこれの納入を甲に請求し、既に甲が納入した料金が過大であるときは、甲は、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に証明書を交付することができないとき

2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に納入されているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ納入されていないときは、これの納入を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が関係法令等に適合することを保証しない。

2 乙は、業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な業務を行うことができなかった場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

(国土交通省等への報告)

第10条 乙は、国土交通省又は甲の住所を管轄する税務署から業務に関する報告を求められた場合には、適合審査の内容、判断根拠その他の情報について、報告等を行うことができるものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨を書面で確認した場合

(別途協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成24年7月1日より施行する。